## 按分計算の要否判定表(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)

事業期間	令和	年	月	日から	法人名	
	令和	年	月	日まで		

営業	<u> 又益の</u>	益の内訳 こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう							
収入金課税	収	電気事業営							
	金	法人税別表	長四による加算・減算	2					
	小計(①+	2)	3						
営業		電気事業	器具販売益	4					
業収益所得金等課税		雑収益	受託工事益	5					
	得 金	附带事業営業収益		6					
	等課	TV	業営業収益	7					
	税		長四による加算・減算	8					
		小計(④+	5+6+7+8)	9					

## 1 按分計算の要否判定

従たる事業の売上金額 (③又は⑨のいずれか小さい方)

主たる事業の売上金額 (③又は⑨のいずれか大きい方)

※0.1を超えた場合は、按分計算が必要になります。

## 2 按分率の算定

= 1077   <del>17   T</del> /C					
按分率 =	9			_	
按万 <del>字</del> ─	3+9	<del></del> _		_	
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		/	_	/

|※「按分率」は,小数点以下第8位まで算出し,第9位以下は切り捨て

## 記載上の注意

- 1 ①及び④から⑦は、電気事業会計規則(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)別表1の収益の 科目及び項によるものです。
- 2 「法人税別表四による加算・減算」は、売上金額の税務加算減算があった場合に記載して下さい。
- 3 「1 按分計算の要否判定」の結果が0.1を超えた場合は、収入金課税分と所得等課税分を按分して申告して下さい。また0.1以下となった場合は、主たる事業の課税方式によって申告しても差し支えありません。
- 4 本様式は電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等を行う法人が所得等課税事業を併せて行う場合の区分計算に用いる様式です。所得等課税事業、収入金額課税事業(送配電事業・特定のガス供給業等)、収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等)を併せて行う法人には対応していませんのでご注意ください。